

小川	熊倉	茨木	栗林	高橋	山岸	市川	織田	大井
キヨ	ハル	サヨ	キヨ	マサノ	マツ	モト	シゲヨ	コノイ

○産婆講習生徒

第一期卒業生

林	ミドリ
---	-----

多田	阿部	佐々木	小島	手塚	清野	田中	原中	徳永
タマイ	有米	木ヤノ	トイ	ササク	サキ	ヨシ	ハナ	トミ

渡邊	小林	田中	佐藤	大井	幸田	丸山	水本	金山
ミサヲ	シマ	ワカ	スズエ	トシ	トミ	リイ	リツ	イマ

第二期卒業生

荒川	川瀬	茅原	町田	阿部
ノリ	クマ	ヤイ	ミツ	ハナ

田中	後藤	齋藤	高橋	高澤
テル	セヨ	幸	ミツイ	トネ

武石	白井	今井	高橋	長澤
ハナ	リツ	七五三	種	キヨ

第三期産婆講習生

植木	伏見	長谷川	勝田
シヨ	ツル	エ	エ

佐々木	塚田	山本	小熊
ミツ	フミ	ヤイ	アサヲ

佐藤	阿部	高橋	澤田
トメ	ヨシノ	マ	トミ

上原	スイ
----	----

武田	ハル
----	----

上原	いし
----	----

第四期産婆講習生

山	瀬	中	松	赤	野	稱	藤	澁	佐	小	小
岸	波	山	田	澤	口	葉	岡	谷	藤	倉	林
ヨ	ハ	マ	リ	シ	マ	カ	きぬい	ク	リ	ミ	レ
キ	ナ	オ	イ	ズ	キ	チ		ニ	ツ	ヨ	ン

澤	星	高	山	石	遠	五	小	竹	高
田		澤	崎	本	藤	十	黒	井	松
ト	レ	ハ	マ	コ	ミ	嵐	サ	熊	ミ
ク	イ	ナ	サ	ウ	ナ	マ	カ	世	イ

猪	鈴	廣	水	佐	小	森	關	今	牧
爪	木	瀬	品	々	島	本	谷	井	野
サ	三	キ	チ	木	ヨ	ツ	ミ	ヨ	キ
ク	江	イ	ヤ	タ	キ	ネ	サ	シ	エ
			ウ	ワ			ホ	ノ	

第五期産婆講習生

織	松	荒	鴻	入	安	萩	豊
田	岡	井	島	江	達	野	島
ユ	タ	ス	ケ	ツ	マ	ト	カ
リ	ケ	イ	ウ	ユ	ツ	ヨ	チ

酒	竹	片	澤	竹	落	島
井	田	岡	田	田	合	山
ス	シ	キ	ハ	セ	チ	雪
イ	ヅ	チ	ナ	イ	ノ	江

佐	涌	吉	坪	松	齋	鈴
藤	井	川	井	原	木	木
千	ア	ハ	マ	タ	キ	ヨ
代	イ	ル	ス	セ	ヨ	キ

新潟醫學專門學校攻瑤會規則

第一章 目的

第一條 本會ハ會員相互ノ和親ヲ圖リ智德ヲ淬勵シ身體ヲ練磨シ校風ヲ發揚スルヲ目的トス

第二章 名稱

第二條 本會ヲ新潟醫學專門學校攻瑤會ト稱ス

第三章 位置

第三條 本會事務所ヲ新潟醫學專門學校内ニ置ク

第四章 組織

第四條 本會ハ本校職員本校卒業生本校在學生及ヒ本校ニ特別ノ縁故アルモノヲ以テ組織ス

第五章 會員

第五條 會員ヲ分チテ左ノ四種トス

第一項 正會員 本校在學生

第二項 特別會員 本校現教官及本校卒業生

第三項 名譽會員 曾テ教官タリシモノ及ヒ特ニ本會ニ功勞アリテ役員會ノ推薦ニ由ルモノ

第四項 贊助會員 本校ニ縁故アルモノ

第六條 本校職員及在學生ハ凡テ本會々員タル義務ヲ有ス

第六章 會務

第七條 本會ノ目的ヲ達センタメ左ノ四部ヲ置ク

第一項 圖書部

一、本部ハ有益ノ圖書雜誌ヲ蒐集シ會員一般ノ閱覽ニ供スルモノトス

一、圖書ハ購求並ニ有志者ノ寄贈ニ係ルモノヲ以テ之ニ充ツ

第二項 學術部

講演部

- 一、本部ハ毎月一回講演會ヲ開キ諸般ノ演說講話及ヒ討論ヲナシ以テ會員相互ノ知識ヲ交換スルモノトス
- 一時宜ニヨリ臨時會ヲ開ク事ヲ得

編輯部

- 一、本會ノ機關トシテ年三回雜誌ヲ發刊ス
- 一、臨時發刊スル事ヲ得

第三項 運動部

- 一、本部ハ團體德義ヲ涵養シ體力ヲ練磨スルヲ目的トス
 - 一、本部ヲ分チテ左ノ六科トス
- 柔道 劍道 弓術
野球 庭球 相撲

第四項 庶務部

本部ハ左ノ事項ヲ取り扱フモノトス

- 一、本會ノ全般ニ渉ル會議其他各部ノ連絡ニ關スル事項
- 一、會員ノ異同ニ關スル事項
- 一、接待ニ關スル事項
- 一、文書ノ發受ニ關スル事項
- 一、會計ニ關スル事項

第八條 本會ハ定期例會トシテ新入會者面識會記念日祝賀會及ヒ卒業生送別會ヲ開催ス

第九條 本會ハ臨時事業トシテ種々ノ催ヲ開クコトアルヘシ

第七章 役員

第十條 本會々務ヲ處理センガ爲メ左ノ役員ヲ置ク

- 一、會長 一名

一、副會長 一名

一、部 長 四名

一、委 員 若干名

一、書 記 若干名

第十一條 役員ノ選任方法ハ左ノ如シ

一、會長ニハ本校校長ヲ推薦ス

一、副會長ハ生徒監中ヨリ會長之ヲ囑託ス

一、部長ハ教授中ヨリ互選シ會長之ヲ囑託ス

但シ部長ハ兼任スル事ヲ得

一、各部委員ハ各學級ヨリ選出シ會長之ヲ任命ス

一、書記ハ本校事務員中ヨリ會長之ヲ囑託ス

第十二條 役員ノ職責ハ左ノ如シ

一、會 長 本會ヲ總理シ會議ノ時ハ之カ議長トナル

一、副 會 長 會長ヲ補佐シ或ハ代理ス

一、部 長 當該部一切ノ部務ヲ管理ス

一、各部委員 部長指揮ノ下ニ當該部一切ノ事務ヲ處理ス

一、書 記 庶務及會計事務ニ従事ス

第十三條 役員ノ任期ハ一ケ年トシ毎年學期始ニ於テ改選シ事務ノ

引繼ヲナス

但シ再選スルコトヲ得

第十四條 役員ハ其ノ任期中自己ノ便宜ヲ以テ辭任スル事ヲ得ス

但シ事情止ヲ得サルモノハ會長ノ承諾ヲ得テ辭任スル事ヲ得

第八章 會 議

役 員 會

第十五條 役員會ハ毎年一回學年ノ始ニ於テ之ヲ開キ前年度ニ於ケ

ル事業及ヒ決算ヲ報告シ當該年度ノ豫算計畫ヲ確定ス

第十六條 役員會ハ臨時必要ニ際シ會長之ヲ開ク事ヲ得

但シ第十六條ノ役員會ハ會長、副會長、部長及各級代表者各二名ヨリ組織セル會議ヲ以テ之ニ代フルコトヲ得此ノ場合ニ於ケル各級代表者ハ各級ノ委員之ヲ互選ス

第十七條 議決法ハ凡テ多數決トス

一、役員會ハ總員ノ三分ノ二以上出席スルニアラサレハ之ヲ開クコトヲ得ス

但シ可否同數ナル時ハ會長ノ意見ニ從フ

第十八條 決議事項ハ會長ノ同意ヲ得ルニアラサレハ之ヲ實行スルコトヲ得ス

第九章 會 計

第十九條 本會ハ左ノ會費及寄附金ヲ以テ維持ス

第一項 本校教官ヨリハ毎月若干ノ寄附金ヲ受クルモノトス

第二項 本校卒業生ハ卒業ノ際本會基本金トシテ必ス金五圓ヲ寄

附スヘキモノトス

第三項 正會員ノ會費ハ一ケ年四圓トシ每學期始ニ於テ授業料ト共ニ分納ス

第四項 特別會員及ヒ贊助會員ヨリハ平常會費ヲ徵集セス其ノ都度臨時會費ヲ徵集ス

第五項 役員會ニ於テ推薦セル名譽會員ヨリハ會費ヲ徵集セス

第六項 正會員ハ入會ノ際入會費金貳圓ヲ納ムルモノトス但シ内壹圓ハ圖書部ノ收入トス

第七項 正會員ノ臨時會々費ハ其都度出席ノ有無ニ拘ハラズ之ヲ徵集ス

但シ休學者ハ之ヲ除ク

第二十條 領收シタル會費ハ如何ナル事情アルモ返附セス

第二十一條 基本財産ノ利子ハ之ヲ流用スルコトヲ得

第二十二條 毎學年ノ始ニ於テ各部其年度ノ豫算案ヲ編成シ會長ニ

提出スルモノトス

第二十三條 經常費豫算ハ定期例會々費ヲ除去セル殘額ヲ以テス

第二十四條 當該年度ニ於ケル豫算餘金ハ之ヲ基本金中ニ編入スル

モノトス

第二十五條 現金ハ銀行當座領トナス故ニ仕拂ヲ要スルトキハ三日

前ニ庶務部長ニ請求スヘシ

附 則

一、本會ノ各部毎ニ其記録ヲ作り庶務部ニ提出スルモノトス

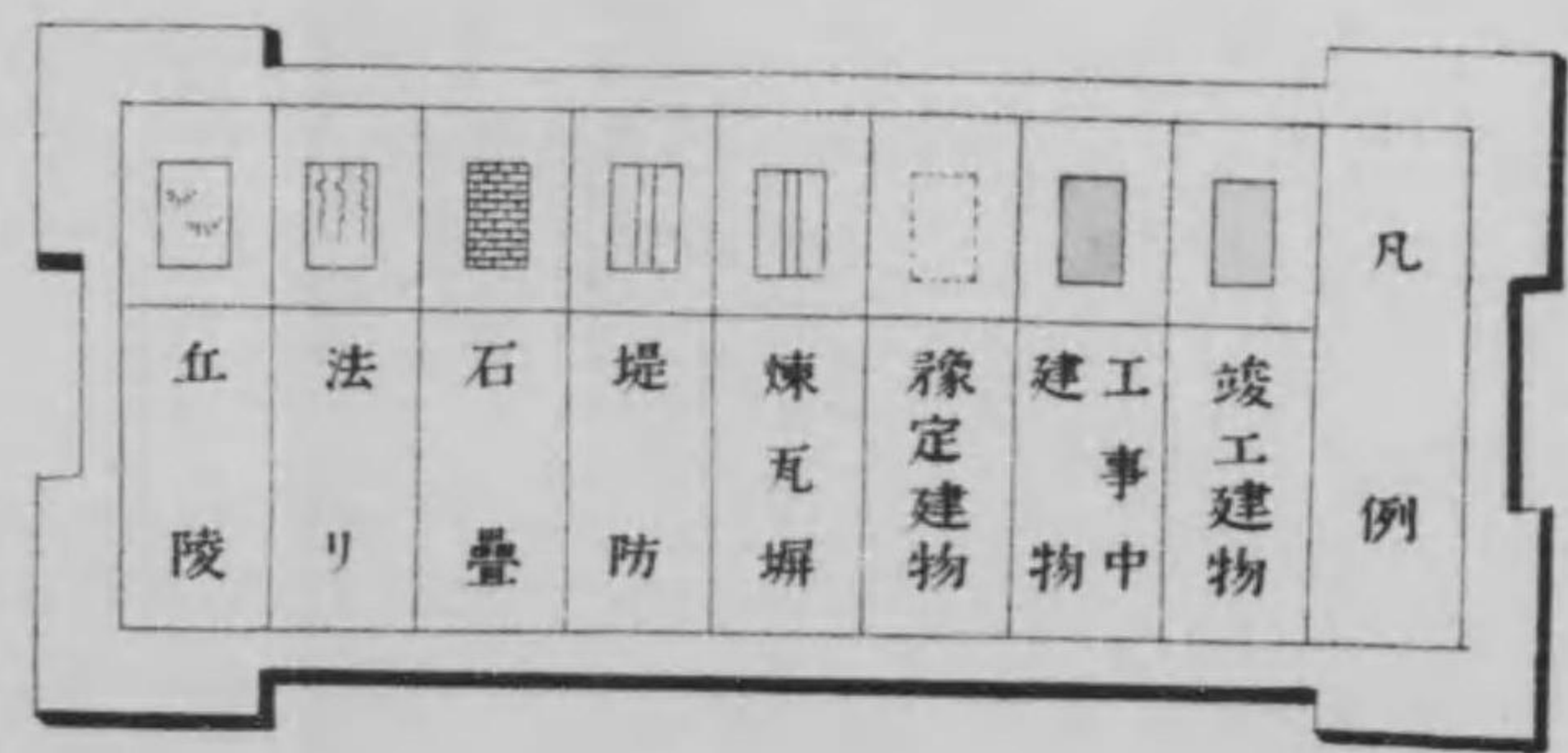
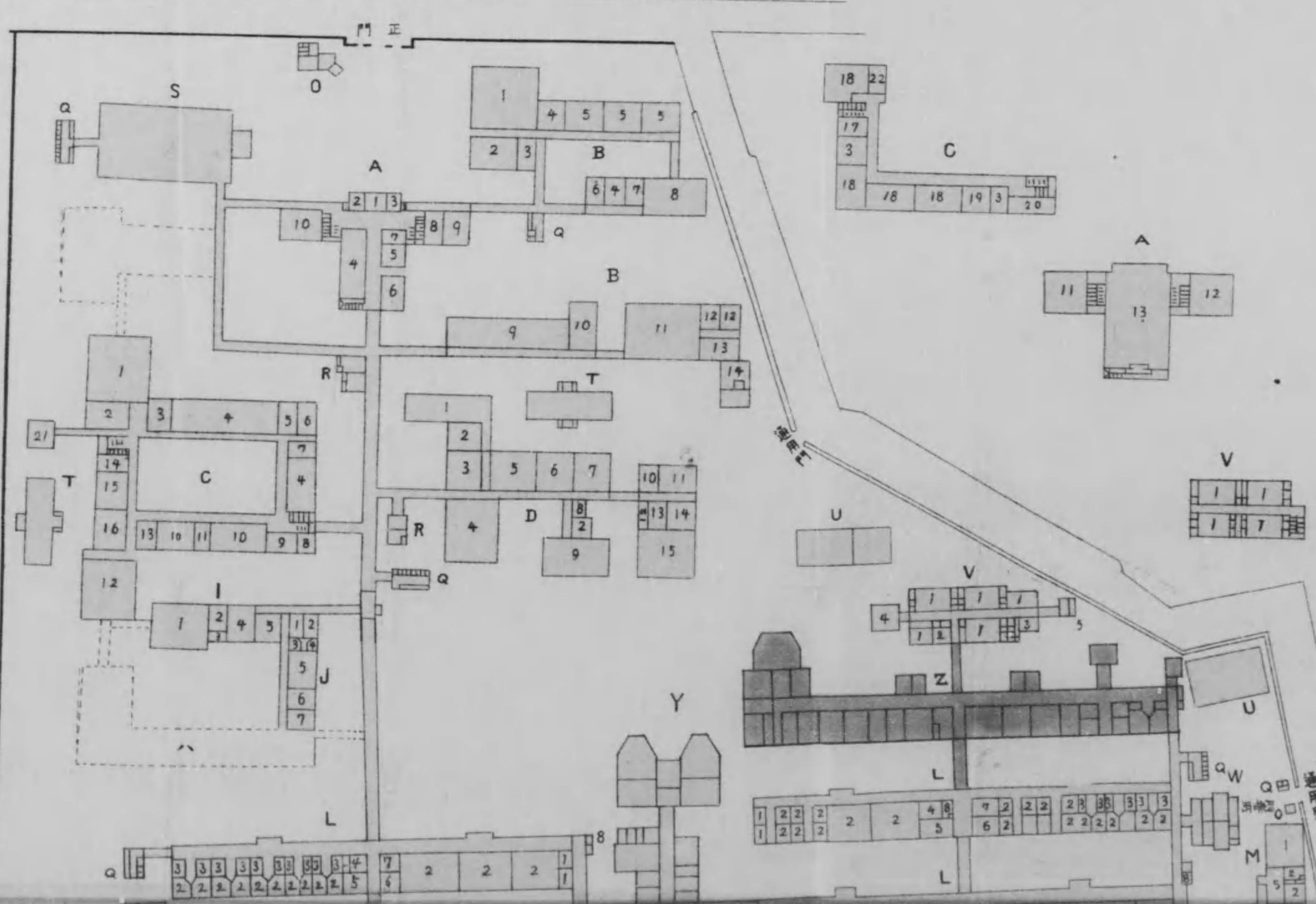
一、會員ノ吉凶ニ關シテハ庶務部ニ於テ臨機ノ處置ヲトルモノトス

一、本會規則ノ改正ヲ必要ト認ムル時ハ役員會ノ決議ニヨリテ會長ノ

認可ヲ受クルモノトス

新 潟 縣 立 新

新瀋縣立新瀋師範學校



認可ヲ受クルモノ

豫定建物	イ	ハ	ニ	ヘ	ト
	数	数	病	薬	製
	室	室	室	局	練
				附	室
				屬	
				室	

新海醫學專門學校用地



A	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	B	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	C	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
男女受病産生校物産助救會國大解講室小機救國助標頭準解屍洗骨生藥講生教練動細水小物化天講生器生藥助生																																															

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
---	---	---	---	---	---	---	---	---	----	----	----	----	----	----

287
8

大正五年九月廿八日印刷
大正五年九月三十日發行

編纂兼發行者

新潟醫學專門學校

印刷者

小林二郎

新潟市東中通一番町

印刷所

小林活版所

新潟市東中通一番町



終